

米穀の需給調整実施要領

制 定	平成18年11月9日付け18総食第778号
一部改正	平成19年3月30日付け18総食第1925号
全部改正	平成20年1月31日付け19総食第949号
一部改正	平成20年6月6日付け20総食第176号
一部改正	平成21年3月12日付け20総食第1016号
一部改正	平成21年8月14日付け21総食第498号
一部改正	平成22年1月12日付け21総食第881号
一部改正	平成22年4月1日付け21総食第1161号
一部改正	平成22年12月27日付け22総食第935号
一部改正	平成23年4月20日付け23総食第58号
一部改正	平成23年9月1日付け23生産第4287号
一部改正	平成24年4月6日付け23生産第6228号

農林水産省総合食料局長から

〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
関係団体の長〕あて

米穀の需給調整については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「施行規則」という。）、米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）及び生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）のほか、本要領に定めるところによる。

第1 基本的考え方

1 平成23年産米以降における米穀の需給調整は、農業者戸別所得補償制度を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促す

ことによって、その実効性確保を図る。

- 2 食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携して、需給調整に取り組む。
- 3 全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国主食集荷協同組合連合会・全国農業会議所・日本農業法人協会・全国稻作経営者会議・全国米穀販売事業共済協同組合・日本米穀小売商業組合連合会・全国農業共済協会・全国土地改良事業団体連合会等の関係団体及び生産局で構成する全国水田農業推進協議会（以下「全国協議会」という。）は、需給調整の着実な実施に向けた取組を推進する。
- 4 都道府県農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の1（2）に定める都道府県農業再生協議会。ただし、平成23年4月以降に都道府県農業再生協議会が設置される都道府県にあっては、移行するまでの間、同（3）①に定める都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2（2）に定める地域農業再生協議会。ただし、平成23年4月以降に地域農業再生協議会が設置される地域にあっては、移行するまでの間、同（4）①に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、その会長・事務局いかんにかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。
- 5 需給調整非参加者や非参加者から集荷している集荷業者・販売業者に対しても、米の需給状況並びに農業者戸別所得補償制度の趣旨及び概要を説明し、需給調整に取り組むよう促す。
- 6 地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）は、都道府県農業再生協議会に対し、必要に応じて助言を行うものとする。このため、地方農政局等が所在する道府県以外の地域センターのうち、都庁及び府県庁所在地を管轄する地域センター（以下「取りまとめ地域センター」という。）にあっては、都府県内の地域農業再生協議会等の情報を収集・整理の上、地方農政局と都道府県農業再生協議会との情報の共有化に向けた取組を推進する。
なお、都府県内の地域農業再生協議会等の情報について、地域センターから生産局へ報告する場合は、当該情報について、地域センターから取りまとめ地域センター及び地方農政局に情報提供を行うものとし、また、取りまとめ地域センターから生産局

に報告する場合は、当該情報について、取りまとめ地域センターから地方農政局に情報提供を行うものとする。

第2 主食用米の生産数量目標の設定

1 全国の需要見通し

全国の需要見通しは、確実に需給バランスがとれる水準に設定することとする。

2 地域別の生産数量目標（需要量に関する情報）

（1）都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）

国から提供される都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報を含む。以下同じ。）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。

（2）市町村・地域農業再生協議会・認定方針作成者別の生産数量目標

都道府県から市町村、市町村から地域農業再生協議会、地域農業再生協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

（3）生産数量目標の面積換算値の設定方法

都道府県、市町村及び地域農業再生協議会の各段階において提供する面積換算値は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まるように設定する。

なお、地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別10a当たり平年収量に整合させた単収等）を用いて面積換算値を算定した場合等において、当該面積換算値の都道府県合計が提供された生産数量目標の面積換算値を超える場合にあっては、生産局長と個別に協議するものとする。

その際、都道府県農業再生協議会は、当該算定方法が確認できる書面を付した協議書を作成し、地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては、取りまとめ地域センターの長を経由し、生産局長に提出するものとする。

3 都道府県間調整

（1）都道府県別の生産数量目標の提供後、別紙1に基づき都道府県から生産数量目標

の増減の申出を受け付けた上で、国が都道府県間の調整を行う。

- (2) 生産局長は、(1)による調整を踏まえ、補正された都道府県別の生産数量目標を提供する。

4 生産数量目標等の決定

認定方針作成者は、地域農業再生協議会の代表者から提供された生産数量目標の範囲内で、自らの生産数量目標及び面積換算値（以下「生産数量目標等」という。）を決定するとともに、地域農業再生協議会で設定された配分ルールに則して、自らの認定方針に参加する農業者（以下「方針参加農業者」という。）別の生産数量目標等を決定し、方針参加農業者に通知する。

5 農業者別の生産数量目標等の補正

農業者別の生産数量目標等については、別紙2により、補正することができる。

第3 需給調整の取組として取り扱う米穀等

次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、需給調整の取組（生産数量目標の外数）として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3から別紙6までにおいて定める。

- 1 加工用米
- 2 新規需要米
- 3 備蓄米

第4 需給調整の推進に向けた取組

需給調整の推進に向け、次に掲げる取組を行うこととし、別紙7に基づき、取組状況を把握するものとする。

- 1 地域段階における推進体制
 - (1) 地域農業再生協議会は、認定方針に参加せずに水稻生産を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を促すとともに、需給調整の実施の意向を示す非参加農業者が直接又は間接的に地域農業再生協議会に参加できる体制を目指すものとする。
 - (2) 地域農業再生協議会は、非参加農業者を含めた当該区域内のすべての水稻生産農業者への生産数量目標の配分に必要な農業者情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。
 - (3) 認定方針作成者は、あらかじめ、自らの認定方針に参加する農業者の氏名、住所、水田面積、前年産米の生産数量等の情報を整理した方針参加農業者リスト（以下「農

業者リスト」という。)を作成・整備する。その際、組合員などの自らの組織の構成員が農業者リストに含まれておらず、かつ、当該構成員が非参加農業者である場合は、当該構成員の認定方針への参加を促すよう努めるものとする。

2 生産数量目標の配分段階における取組

- (1) 地域農業再生協議会は、全水稻作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。
具体的には、市町村長から提供された生産数量目標の範囲内で、認定方針作成者及び非参加農業者の生産数量目標を算定し、それぞれ提供する。
- (2) 地域農業再生協議会は、(1)に当たっては、地域全体として生産数量目標に即した米生産が行われるよう留意する。
- (3) 地域農業再生協議会は、目標配分後、配分した数量と面積を都道府県農業再生協議会経由で全国協議会に報告する。

3 作付段階における取組

- (1) 地域農業再生協議会は、作付終了後、地域内の水稻作付面積と加工用米・新規需要米・備蓄米の作付面積（この差を「主食用作付面積」とみなす。以下同じ。）を都道府県農業再生協議会経由で全国協議会に報告する。
- (2) 地域農業再生協議会は、農業共済組合や地域センター（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地域センター等」という。）と連絡を密にし、当年産の当該地域全体の水稻作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、需給調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

4 収穫段階における取組

- (1) 地域農業再生協議会は、収穫後、地域内の総収穫量（篩下米を含む。）と、加工用米・新規需要米・備蓄米の収穫量（この差を「主食用収穫量」とみなす。以下同じ。）を把握する。
 - (2) 地域農業再生協議会は、農業共済組合や地域センター等と連携を密にし、当年産米の当該地域全体の収穫量を把握する。
- その際、需給調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との収穫量（作付面積・

作柄等)についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

- (3) 地域農業再生協議会は、主食用収穫量等について、都道府県農業再生協議会経由で全国協議会に報告する。

第5 需給調整の推進状況の把握

需給調整の推進状況については、都道府県・市町村等のそれぞれが客観的なデータとして把握している地域全体としての主食用作付面積により把握することを基本とする。なお、具体的な把握方法については、別紙8に定める。

第6 農協系統の役割等

農協系統は食糧法の枠組みに基づく需給調整の主体である生産者団体として、

- 1 行政と連携して、水田の利活用を図り、需給調整の着実な実施に向け、責任を持って取り組む
- 2 播種前契約、買取集荷等に積極的に取り組み、集荷率を上げる
- 3 篩下米や非主食用米の集荷・販売体制を確立し、多様な米需要に的確に対応することとする。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の米穀の需給調整実施要領（以下「旧要領」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした策定その他の行為（以下「策定等」という。）は、この通知による改正後の同要領（以下「新要領」という。）の相当規定により農林水産省生産局長がした策定等とみなし、旧要領の規定により農林水産省総合食料局長に対してした提出その他の行為（以下「提出等」という。）は、新要領の相当規定により農林水産省生産局長に対してした提出等とみなす。
- 3 24年産備蓄米に関して不適正流通があった場合及び平成24年3月以前に行われた不適正な流通に講ずる措置については、本通知による改正前の需給調整実施要領によるものとする。

都道府県別の生産数量目標の都道府県間調整の具体的手続

第1 基本的考え方

都道府県別の生産数量目標の都道府県間調整については、需要に応じた生産をより一層促進させる観点から、国が仲介を行う。

第2 具体的な進め方

- 1 生産局長は、都道府県間調整の希望数量の募集に当たっては、生産年の1月末を目途に期限を設定する。
- 2 都道府県間調整を希望する都道府県は、1の募集期限内に別紙様式第1号により、次に掲げる事項について、生産局長に申し出るものとする。
 - (1) 都道府県別の生産数量目標の削減を希望する都道府県については、都道府県別の生産数量目標の削減希望数量（10トン単位）
 - (2) 都道府県別の生産数量目標の増加を希望する都道府県については、都道府県別の生産数量目標の引受希望数量（10トン単位）及び引受希望数量に対する補償の有無
- 3 生産局長は、2の申出を取りまとめた後、速やかにすべての都道府県知事に対して情報提供する。
- 4 3の情報提供に当たっては、都道府県間調整の調整結果の報告期限を、生産年の2月中頃を目指して設定する。
- 5 都道府県知事は、都道府県間調整を行った場合には、4の報告期限内に別紙様式第1-2号により、調整結果を生産局長に報告するものとする。

生産数量目標等の補正について

第1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者又は地域農業再生協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。

なお、当該補正を適切に行うため、認定方針作成者等は、方針参加農業者及び非参加農業者から生産数量目標の補正結果について、様式参考例を用いて報告させること等により、地域内の補正の実態の把握に努めることとする。
- 2 認定方針作成者は、1の補正を行った場合には、別紙様式第2号に別紙様式第3号の写しを添付して、速やかに、地域農業再生協議会の代表者に報告する。
- 3 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の補正結果を取りまとめ、別紙様式第4号により、都道府県農業再生協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ別紙様式第4号により、速やかに生産局長を経由して全国協議会に報告する。

第2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者等は、第1による補正を行った場合は、6月15日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者等に通知する。

加工用米について

第1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 生産調整方針認定要領第2の1の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）
- 2 生産調整方針認定要領第2の1の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体（以下「都道府県出荷団体」という。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者

第2 加工用米の範囲

1 対象米穀

加工用米とは、2の用途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める醸造用玄米をいう。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- (1) 品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3等以上に格付けされた米穀
- (2) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1)のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀
- (3) 品位等検査の結果3等以上に格付されなかった米穀のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地域センター長（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。（以下「地域センター長等」という。）が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2 用途

加工用米の具体的な用途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- (1) 清酒、しおうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- (2) 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟體動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- (3) みそその他米穀を原料とする調味料
- (4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- (5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- (6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スター、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- (7) その他生産局長が特に必要と認めた用途

第3 定義

- 1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。
- 2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。
- 3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。
- 4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。

第4 作付けの態様

多収性品種を作付ける場合等、生産並びに乾燥及び調製を主食用米と明確に区分して実施（以下「区分管理」という。）した上で出荷する場合にあっては、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとする。

第5 加工用米取組計画の認定等

- 1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書（以下「取組計画認定申請書」という。）を作成する。

なお、取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第5号により、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあっては生産局長あて、都道府県出荷団体、認定方針作成者及び農業者のうち自ら取組計画

を作成する者（以下「地域流通農業者」という。）にあっては地域センター長等に提出する。

（1）加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第5－1号）

（自ら生産又は集荷した加工用米を、自ら所有する加工施設において米加工品に加工した上で販売する地域流通農業者（以下「自家加工農業者」という。）にあっては、購入計画書に代えて加工用米自家加工販売計画書（別紙様式第5－2号））

（2）加工用米の取扱状況（別紙様式第5－3号）

（3）加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第5－4号）

（4）上記のほか、加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容その他生産局長又は地域センター長等が必要と認める資料等

2 取組計画の認定

生産局長又は地域センター長等は、1により提出があった取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、提出者に通知する。

（1）前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が需要に即した供給量となっていること。

（2）加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実と認められること。

（3）生産予定面積は、生産予定数量を地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別10a当たり平年収量に整合させた単収等）で除して算出した数値であること。

ただし、区分管理した上で出荷する場合であって、次の各号に掲げるときは、地域農業再生協議会又は市町村と協議の上、上記の地域の合理的な単収に代えてそれに定める単収を用いて生産予定面積を算出することができる。

ア 多収性品種等の共済単収等を利用できない品種等の場合にあっては、農業試験場等において実証された単収

イ 地理的条件等により、加工用米の作付けを行うほ場の単収と地域の合理的な単収との間に著しい乖離があることを客観的に証明できる場合にあっては、当該ほ場の共済単収について、当該地域におけるふるい目幅別重量割合の1.7mmのふるい目幅別重量割合を用いて換算した単収

（4）原則として前年産の実績において、生産数量目標の内数として生産され、加工用途に販売された米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。

3 認定結果報告

地域センター長等は、2の認定結果について、別紙様式第6号により速やかに地域農業再生協議会の代表者及び生産局長に報告する。

なお、生産局長への報告は、地方農政局長を経由して行うものとする。

第6 加工用米出荷・販売契約等

1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者は、加工用米を生産する方針参加農業者との間で、別添1に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第7号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の6月30日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

2 加工用米販売契約数量報告

(1) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、第5の2により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）に基づき、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。なお、全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）と加工用米需要者団体等の取引について、仲介を行う業者（以下「仲介事業者」という。）が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア 他の用途への転用の禁止に関する事項

イ 作柄等の影響により加工用米生産量に増減が生じる場合の契約数量の変更に関する事項

ウ 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

(2) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、(1)の加工用米販売契約の締結結果を別紙様式第8号に取りまとめの上、生産年の12月15日までに、全国生産出荷団体については生産局長に、地域流通農業者については地域センター長等に報告する。

3 需給調整の実施確認

地域農業再生協議会の代表者は、地域センター長等と連携を図り、加工用米の生産を行う農業者（以下「加工用米生産農業者」という。）ごとの生産予定数量が生産数量目標に即した主食用米の生産につながるものとなるかどうかについて確認する際に、1の報告又は認定取組計画を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の

水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量（以下「加工用米出荷契約等数量」という。）及び生産予定面積の記載内容が適当かどうか確認する。

4 加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

- (1) 認定方針作成者及び農業者は、当年産の作柄等の影響により加工用米生産量が変動した場合には、別添2に定めるところにより、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更する。
- (2) 認定方針作成者及び農業者は、(1)により変更を行った場合には、別紙様式第9号により、原則として11月15日までに変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を、地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。

第7 加工用米の売渡し等

1 加工用米の品位等検査等

- (1) 加工用米生産農業者は、原則として生産年の12月15日までに品位等検査を受ける。
共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀にあっては、原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。
- (2) 加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、全国生産出荷団体等が、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量の報告

認定方針作成者及び農業者は、加工用米として生産又は集出荷した数量について、別紙様式第10号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

地域センター長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域に係るものを別紙様式第11号に取りまとめの上、地域センター長にあっては地方農政局長を経由して、速やかに生産局長に報告する。

- 3 地域農業再生協議会の代表者は、2により報告を受けた加工用米生産農業者ごとの加工用米生産集出荷数量が、第6の4による変更後の加工用米出荷契約等数量に達しないことにより、加工用米生産農業者の主食用作付面積が、本要領別紙2の第2により当該加工用米生産農業者に通知される生産数量目標の面積換算値を超えることが確

認されるときは、加工用米生産農業者の米の需給調整の実施者の判定を取り消し、その取消結果について、別紙様式第12号により、生産年の翌年1月31日までに、地域センター長等に報告する。

第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第13号により、生産局長に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第13号により、地域センター長等に報告する。

3 認定方針作成者、農業者及び仲介事業者

認定方針作成者、農業者及び仲介事業者は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備するものとし、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第13号により、地域センター長等に報告する。

4 加工用米需要者団体等及び自家加工農業者

(1) 加工用米需要者団体等及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておくものとする。

(2) 加工用米需要者団体等及び自家加工農業者は、加工用米の使用状況等について以下のとおり報告する。

ア 自家加工農業者、加工用米需要者（加工用米需要者団体の直接の構成員となっていない者に限る。）又は加工用米需要者団体は、毎月20日までに、前月中に自ら使用した、又は、当該団体の直接の構成員となっている加工用米需要者が使用した加工用米について、別紙様式第14号の加工用米使用状況報告書を地域センター長等及び加工用米全国需要者団体（当該団体の直接の構成員である場合に限る。）に提出する。

イ 加工用米全国需要者団体は、アにより提出を受けた加工用米使用状況報告書を取りまとめ、別紙様式第14号に準じて作成のうえ、各三半期の最終月の翌月の末日までに、生産局長に提出する。

第9 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る誓約書の提出

(1) 加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、加工用米の販売契約を締結するに当たり、別紙様式第15号による加工用米の適正流通に関する誓約書（以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、全国生産出荷団体等に提出する。

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等及び仲介事業者からの加工用米誓約書の写しを、速やかに生産局長又は地域センター長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第15号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地域センター長等に提出する。

(2) 加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等は、加工用米のとう精等を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託とう精業者等から別紙様式第16号による加工用米誓約書の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに生産局長又は地域センター長等に提出する。

その際、加工用米の委託とう精業者等は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の使用状況を常時明確にしておくものとする。

なお、加工用米需要者団体等にあっては、全国生産出荷団体等を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

生産局長及び地域センター長等は、取組計画の認定の際、全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等、仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「加工用米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

別添 1

加工用米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量、生産予定面積に関する事項

本要領別紙7の第2の1に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙3の第5の2の（3）により算出する。

2 品位に関する事項

品位等検査の3等以上で契約当事者間で決定した品位とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されない場合にあっては、加工用米需要者と流通について合意した後、地域センター長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

（1）認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

（2）加工用米生産農業者からの加工用米の出荷期限について記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により加工用米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される加工用米の取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

加工用米出荷契約数量を確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

別添2

加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

本要領別紙3の第6の4の(1)の変更は、次により行うものとする。この際、農業者は、あらかじめ、次の1又は2のいずれかを選択するものとする。

- 1 区分管理の場合は、当該ほ場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とする。
- 2 1以外の場合は、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。

(1) 作柄変動が生じた場合の変更

当該地域の農林水産省統計の10月15日現在における作柄表示地帯の作況指数を用いて、以下の計算式に基づき算出する。

$$\text{出荷（販売）契約数量} \times \text{作柄表示地帯の作況指数} / 100$$

(2) 加工用米生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

$$\text{出荷（販売）契約数量} \times \text{当該農業者の実単収} / \text{当該農業者の配分時の単収}$$

$$(\text{注1}) \text{ 当該農業者の実単収} = \text{当該農業者の全収穫量} / \text{全作付面積}$$

$$(\text{注2}) \text{ 当該農業者の配分時の単収} = \text{当該農業者の生産数量目標} / \text{面積換算値}$$

3 自然災害等により減収した場合の変更

全国生産出荷団体等は、加工用米生産農業者から、自然災害等により生産量が減少し、契約に即した出荷が行われないこととなることが確認できる書類の提出を受け、地域センター長等と協議の上変更する。

$$\text{出荷（販売）契約数量} - \text{加工用米生産予定面積} / \text{すべての水稻作付面積} \times \text{減収量}$$

(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

4 変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量は、30kg換算個単位に調整することとし、その際に生ずる端数については、小数点第一位を四捨五入の方法により整理する。

新規需要米について

第1 定義

新規需要米とは、国内主食用米、本要領第3の1の加工用米及び第3の3の備蓄米以外の米穀（稻を含む。）をいう。

第2 取組主体

取組主体は、次に掲げる者とする。

- 1 認定方針作成者
- 2 農業者

第3 用途

新規需要米の用途は、次に掲げるものとする。

- 1 飼料用
- 2 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- 3 稻発酵粗飼料用稻
- 4 バイオエタノール用
- 5 輸出用
- 6 青刈り稻・わら専用稻
- 7 主食用以外の用途のための種子
- 8 その他その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないもの

第4 作付けの態様

原則として、ほ場1枚を単位として作付けられ、かつ、そのほ場が特定されているものであることとする。なお、新規需要米のうち特に第3の1及び2については、一般に主食用米よりも低価格で取引されていることにかんがみ、農業者自らが低成本生産に取り組む必要があることから、多収性品種及び直播栽培の導入等に努めるものとする。

第5 取組計画の作成、提出及び認定

- 1 第2に掲げる者（以下「農業者等」という。）は、別紙様式第17号の新規需要米取組計画書（以下「取組計画」という。）を作成し、以下の書類を添付の上、6月30日までに地域センター長等に提出し、認定を受ける。

ただし、（3）にあっては、当該需要者が所在する地域を管轄する地域センター長等に直接提出することができる。

(1) 新規需要米の需要者（輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者を含む。以下「需要者等」という。）との間で別紙様式第17-1号により締結した新規需要米の販売等に関する契約（以下「販売契約書」という。）の写し（農業者等と需要者等の取引について、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書の写し）

(2) 別紙様式第17-2号により需要者等が作成した、適正流通に関する誓約書（以下「新規需要米誓約書」という。）

なお、農業者等は、需要者等と新規需要米のとう精等に係る委託契約を締結する場合は、委託先のとう精業者等から別紙様式第17-3号による新規需要米誓約書の提出を受け、取組計画に添付するものとする。

その際、委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の使用状況を明確にしておくものとする。

(3) 別紙様式17-4号により生産した新規需要米を自ら使用する農業者等及び需要者等が作成した、米粉用米の使用実績等整理票（第3の2の用途の米穀を使用する場合に限る。）

2 第3の1又は2の用途に用いられる米穀（以下「飼料用・米粉用米」という。）を生産する農業者等及び需要者等は、その適正流通の確保を図るため、以下の措置を講じる。

(1) 飼料用・米粉用米が主食用として流通することのないよう、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行う。

(2) 飼料用・米粉用米及びこれらの加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。

(3) 飼料用・米粉用米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。

3 農業者等は、次に掲げる需要者等との間で販売契約書を締結し、取組計画に添付する場合にあっては、誓約書の添付を省略することができる。

(1) 輸出用として取り組む場合の相手国需要者

(2) 子実を探らない用途として取り組む場合の需要者等

4 農業者等は、自らが生産又は集荷した新規需要米（輸出用を除く。）について自らが需要者として使用する場合には、その使用状況が常時分かる帳簿等を備え付けることとする。また、当該農業者等の誓約書を取組計画に添付することをもって、販売契約書の写しに代えることができる。

5 農業者等が取組計画の申請時までに需要者等との販売契約書を締結できない場合は、

①その理由、②需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した販売計画及び自らの誓約書を作成し、取組計画に添付の上、地域センター長等に提出する。また、農業者等は、需要者等への販売が行われる前に、販売契約書と誓約書を速やかに地域センター長等に提出する。

6 地域センター長等は、第5の1により提出があつた取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は速やかに取組計画の認定を行い、その結果を別紙様式第18号により速やかに提出者に通知する。

(1) 当該生産予定期量及び生産予定期面積が需要に即したものとなっていること。

なお、生産予定期面積は、本要領別紙3の第5の2の(3)により算出する。

(2) 第3の2の用途の米穀を生産する場合にあっては、取組計画における当該米穀の生産予定期量が、需要者等の使用実績等から見て、妥当と考えられること。

(3) 計画された当該用途に確実に流通され、かつ、使用されることが確実と認められること。

(4) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

7 農業者等は、6の認定結果の通知を受けた場合は、別紙様式第19号により7月31日までに地域農業再生協議会の代表者に報告する。

8 地域センター長等は、6の認定結果を別紙様式第20号に取りまとめの上、地域センター長にあっては地方農政局長等を経由して、7月31日までに生産局長に報告する。

第6 作柄等による販売契約数量の変更

農業者等は、当年産の作柄等の影響により新規需要米生産量が変動した場合には、当該生産量の変動に応じて販売契約数量を変更する。

この場合においては、本要領別紙3の別添2に準じて行うものとする。

第7 横流れ防止に係る措置

1 適正流通に係る指導

地域センター長等は、取組計画の認定の際、農業者等、需要者等仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

2 取組実績の報告

(1) 生産集出荷数量報告

農業者等は、新規需要米として生産又は集出荷した数量について台帳を整備するとともに、別紙様式第21号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に提出する。

なお、地域センター長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第22号に取りまとめ、地域センター長にあっては地方農政局長を経由して、速やかに生産局長に報告する。

(2) 売渡実績数量報告

農業者等及び仲介業者は、売り渡した新規需要米（第3の3及び6の用途を除く。）の数量について台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第23号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに地域センター長等に報告する。

(3) 使用状況報告

生産した新規需要米（第3の3及び6の用途を除く。）を自らが使用する農業者及び需要者等は、新規需要米の使用状況について台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第24号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに所在地を管轄する地域センター長等に報告する。

第8 米の需給調整との関連

- 1 地域農業再生協議会の代表者は、第5の7の報告があった場合、販売契約書の内容等に基づき、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は当該作付面積分を控除する。
- 2 地域農業再生協議会の代表者は、生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領について（平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知）第2の3の報告を受けた場合は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って生産する飼料用・米粉用米について、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際には当該作付面積分を控除する。

別紙 5

備蓄米について

第1 定義

備蓄米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

第2 取組農業者

取組主体は、国と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）との間で当該備蓄米に係る出荷契約を締結した者であって、第5において特定された農業者（以下「取組農業者」という。）とする。

第3 備蓄米の対象となる米穀

農業者戸別所得補償交付金に係る交付申請書を提出し、かつ、本要領第2に規定する生産数量目標に従って生産を行った販売農家又は集落営農が、別添1に定める水田等において生産した米穀であって、別添2の要件に該当する米穀に限る。

第4 作付の態様

主食用米と一括して作付けを行うこととし、ほ場1枚を単位として作付けること及びそのほ場を特定することは要しないこととする。

第5 農業者別生産予定量に係るほ場面積

- 1 売渡人は、落札に係る米穀の農業者及び生産予定量を特定し、生産地域の合理的な単収を踏まえ、速やかに、取組農業者別の生産予定量に見合うほ場面積（生産予定量面積）を算定する。
- 2 取組農業者は、生産予定量面積を記載した農業者戸別所得補償制度に係る営農計画書（以下「営農計画書」という。）の写しを売渡人に提出する。

第6 引渡数量

- 1 売渡人は、農業者ごとの生産予定量と作況指数により、以下の計算式から生産者別引渡数量を算出し、生産者別引渡数量報告書（生産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書の1の(2)のイに規定する「生産者別引渡数量報告書」をいう。以下同じ。）により、以下の計算式から生産者別引渡数量（キログラム単位）を算出し、当該

算出された数量を産年、産地及び品種ごとに合算したものを引渡数量とする。

なお、生産者別引渡数量は30kg換算個単位に調整することができるものとし、その際に生ずる端数については、小数点第一位を四捨五入の方法により整理する。

$$\begin{aligned} & \text{生産者ごとの生産予定数量} \times \text{作柄表示地帯別の作況指数}/100 \\ & = \text{生産者別引渡数量} \end{aligned}$$

2 取組農業者は、1で確定した生産者別引渡数量の米穀を売渡人に引き渡すものとし、売渡人は当該米穀を備蓄米の買入契約書（売渡人が国と締結する備蓄米に係る契約書をいう。以下同じ。）に規定する引渡期限内に国に引き渡すものとする。

第7 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る指導等

生産局長及び地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、買入契約手続の際、売渡希望人に対し、当該買入契約に係る米穀が、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第1条に規定する用途限定米穀であることについて、周知及び指導を行う。

2 取組状況の確認

（1）農業者別生産予定数量の確認

- ① 地方農政局長等は、備蓄米の買入契約書に添付された営農計画書及び買入対象米穀生産者等別内訳書（生産局長が別に定める備蓄米に係る入札説明書の6の（2）に規定される「買入対象米穀生産者等別内訳書」をいう。以下同じ。）を確認する。
- ② 地方農政局長等は、①の確認の結果、営農計画書と買入対象米穀生産者等別内訳書との間で、備蓄米の生産予定数量又は生産予定面積に差異があった場合は、地域センター長等に通知し、地域センター長等は、別紙様式第25号により、速やかに該当する売渡人及び地域農業再生協議会の代表者に通知する。ただし、備蓄米の生産地域において、生産数量目標に即した米生産の実効性を確保するために必要な場合にあっては、地域農業再生協議会の代表者に対し、買入対象米穀生産者等別内訳書を提供する。
- ③ 売渡人及び地域農業再生協議会の代表者は、②の通知を踏まえ、必要に応じ営農計画書及び買入対象米穀生産者等別内訳書の修正を行う。

（2）生産者別引渡数量の確認

- ① 地方農政局長等は、備蓄米の買入契約に基づく生産者別引渡数量報告書が提出されたときは、当該報告書及び買入対象米穀生産者等別内訳書を確認する。

② 地方農政局長等は、備蓄米の生産者別引渡数量と買入対象米穀生産者等別内訳書に記載された生産予定数量との間に差異があった場合は、当該差異が生じた原因について確認を行い、生産局長及び地域センター長に通知し、地域センター長等は、別紙様式第26号により、速やかに該当する壳渡人及び地域農業再生協議会の代表者に通知する。

第8 米の需給調整との関連

地域農業再生協議会の代表者は、営農計画書において備蓄米に取り組むこととされている場合には、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は備蓄米の作付面積を控除する。

対象となる水田等

1 平成23年度における米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(1) 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地

(2) 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が農業者戸別所得補償制度の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの

(3) 再生利用加算の交付対象となった農地

(4) 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われていないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除く

① 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたもの

② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

2 1のほか、平成24年度に対象として新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の(1)、(2)又は(3)に該当するもの。ただし、(4)のいずれかに該当するものを除く。

(1) これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、平成23年度において、

① 水稻の作付けが行われた水田

② 水稻以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等に該当するもの

(2) 平成23年度以降に水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。

① 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田

② 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田

③ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等の

対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地域農業再生協議会が認めたもの（ただし、当該地域農業再生協議会で整理している交付対象水田の合計が増加しないことが条件）

（3）上記のほか、農業者戸別所得補償交付金の交付が適当と認められる農地であって、地域センター長等が定める要件に該当すること

（4）交付対象水田に該当しない土地

① 新規開田地に該当するもの（前年度において農業者戸別所得補償交付金の交付対象水田以外の土地（(2)又は(3)に該当するものを除く。）であって、前年産の水稻の収穫期後水稻の作付けが可能となったもの若しくは水稻の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの）

（注）新規開田地とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の2に規定する新規開田地と同じ

② 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難と地域農業再生協議会が判断する農地

③ 再生利用加算の交付対象となった農地

④ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われていないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除く

ア 人・農地プラン（地域農業マスターplan）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたもの

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

備蓄米の要件

1 銘柄

農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1の2（2）イに規定する産地品種銘柄（多収米品種及び稻発酵粗飼料兼用品種を除く。）に設定された主食用米穀であること。

2 種類及び品位等

- (1) 農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「農検法」という。）第3条の規定に基づく品位等検査を受け、産年、産地、品種、等級（3等以上に限る。）包装、量目、荷造り及び水分が証明された水稻うるち玄米であること
- (2) 水分含有率が15.0%以下であること

3 安全性

- (1) 腐敗し、有毒な物質が含まれるなど人の健康を損なうおそれがある米穀でないこと、有毒な物質の含有濃度及び農薬の残留濃度が食品衛生法（昭和22年2月24日法律第233号）に基づく規格に適合した米穀であること
- (2) 破袋、包装の汚れ等、荷造りに問題のある米穀でないこと

4 包装等規格

未使用であり、かつ、食品衛生法に基づく容器包装等の規格又は基準及び次に掲げる規格を満たしていること

- (1) 農産物規格規程第1の2の（3）ロ（イ）、（ロ）又は（ハ）に定める規格を満たす紙袋、樹脂袋又は麻袋（その他麻袋、その他樹脂袋及び第四種紙袋を除く。）
- (2) 別に定める基準を満たすフレキシブルコンテナ

需給調整米の不適正な流通に対する措置等について

第1 不適正な流通等の判断等

生産局長又は地域センター等の長は、本要領第3に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米（以下「需給調整米」という。）について、別紙3の第9の2の加工用米関係者、別紙4の第7の1の新規需要米関係者並びに別紙5の第2の売渡人及び取組農業者（以下「需給調整米関係者」という。）が、別紙3から別紙5までに掲げるそれぞれの需給調整米の出荷・販売・買入に係る契約書若しくは誓約書に従った流通若しくは引渡しを行っていなかった場合又は不適正な米穀の流通、使用等の事実を確認した場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、他の法令における処分等の状況も勘案の上、第2による措置を講ずる。

- 1 常習性があると判断される場合
- 2 故意又は重過失であると判断される場合
- 3 違反した者が改善策を講じる意思がないと判断される場合
- 4 その他悪質と判断される場合

第2 不適正な流通等があった場合の措置

第1により措置の対象となった需給調整米関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあっては生産局長、それ以外の者にあっては地域センター長等が以下の措置を講ずる。

なお、その他生産調整方針の認定の取消し、農業者戸別所得補償制度に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入れに係る一般競争契約参加資格の停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。

- 1 措置対象者が、加工用米及び新規需要米の取組主体（取組主体以外の場合にあっては、当該取組主体と出荷契約を締結している都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者を含む。）の場合は、
 - (1) 加工用米及び新規需要米の当該事案に係る取組計画のうち、不適正な流通等が行われたものについて取り消す
 - (2) 当該措置対象者の未出荷分（自ら加工又は使用する場合は未使用分）について、取組計画に基づいた適正な流通を指導することとする。

- 2 措置対象者が備蓄米の取組農業者又は壳渡人の場合は、当該措置対象者の未出荷分について、買入契約又は出荷契約に基づいた適正な流通を指導する。
- 3 措置対象者が1及び2以外の場合は、
 - (1) 当該事案に係る取組計画のほか、当該措置対象者に係る加工用米及び新規需要米の全ての取組計画（当該措置対象者が所有している又は既に適正に使用したものを除く。）について取り消す
 - (2) 当該措置対象者が所有する加工用米及び新規需要米について、取組計画に基づき使用等を行うよう指導することとする。
- 4 当該事案に係る1、2又は3の措置が講じられた最初の日から一年間、当該措置対象者について、
 - (1) 加工用米及び新規需要米の契約当事者又は使用等を行うこととなっている取組計画を認めない
 - (2) 壳渡人との間で備蓄米に係る出荷契約の締結を行っている取組を認めないこととする。
- 5 当該措置対象者の名称及び違反事実を公表する。ただし、当該事案に関し、他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。

需給調整の推進に向けた取組について

第1 需給調整の実効性の確保に向けた推進

国、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関は、相互に連携し、生産数量目標（需要量に関する情報）の配分、水稻の作付け・収穫のそれぞれの段階において、当該市町村の需給調整の取組状況を把握するとともに的確な指導を行う等、需給調整の実効性の確保に向けた取組を推進する。

第2 水稻生産実施計画書の作成等

- 1 農業者は、生産数量目標等の通知を受けた場合（補正後の通知を受けた場合を含む。）は、地域農業再生協議会が別紙様式第27号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、速やかに認定方針作成者等に提出する。
- 2 認定方針作成者は、提出された実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域農業再生協議会の代表者が定める日までに、地域農業再生協議会の代表者に提出する。

第3 報告

- 1 需給調整の目標配分段階における報告
 - (1) 地域農業再生協議会の代表者は、本要領第4の2の(3)に基づき、認定方針作成者及び農業者に対して提供した生産数量目標を取りまとめ、別紙様式第28号により、3月31日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
 - (2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第28号により、4月15日までに、生産局長を経由して全国協議会に報告する。
- 2 作付段階における報告
 - (1) 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の水稻作付面積を別紙様式第29号により取りまとめ、原則として、7月20日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
 - (2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を

取りまとめ、原則として、7月31日までに、別紙様式第29号により、生産局長を経由して全国協議会に報告する。

3 収穫段階における報告

- (1) 地域農業再生協議会の代表者は、2の作付段階における報告（別紙様式第29号）について、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第6の3（4）に定める農業者戸別所得補償交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となった場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。
- (2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第30号により、11月10日までに、生産局長を経由して全国協議会に報告する。

需給調整の推進状況の把握方法について

需給調整の推進状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。

1 都道府県域の作付面積

都道府県域の需給調整の作付面積については、別紙様式第29号により都道府県農業再生協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。

（注）一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が収まる 3 %を全国一律に設定する。

2 市町村域の作付面積

市町村域の作付面積については、別紙様式第30号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村毎の面積とする。

ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式第30号を差し替えることとする。

別紙様式第1号

年月日

農林水産省生産局長 殿

都道府県知事

平成〇〇年産米の生産数量目標の調整について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙1の第2の2の規定に基づき、下記のとおり生産数量目標の調整を希望します。

記

1 生産数量目標の	削減希望数量 引受希望数量	_____トン
2 引受希望数量に対する補償の有無	_____	

(注意)

- 1 削減希望数量又は引受希望数量のうち該当するものに○を付すこと。
- 2 生産数量目標の増加を希望する都道府県は、2の欄に「有」又は「無」を記入すること。

別紙様式第1－2号

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

都道府県知事

氏 名

印

生産数量目標の都道府県間調整の結果について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙1の第2の5の規定に基づき、（都道府県）間で調整を行った結果、生産数量目標等を下記のとおり補正しましたので、報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方
引受数量	削減数量	
トン	トン	(都道府県) トン ha
ha	ha	
調整後の生産数量目標 トン		調整後の面積換算値 ha

(注意)

- 1 調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。
- 2 面積換算値は、調整後の生産数量目標を統計部公表の都道府県別10a当たり平年収量で換算したものとすること。
- 3 生産数量目標増加県及び減少県の間で都道府県間調整が合意したことを確認できる書類を添付すること。

別紙様式第2号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

認定方針作成者

住 所

氏 名



認定方針作成者間の調整について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第1の2の規定に基づき、認定方針作成者間の調整の結果、生産数量目標等を下記のとおり補正しましたので、別紙様式第3号の写しを添えて報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方
増加数量	減少数量	
玄米 kg	玄米 kg	○○県（都道府）○○市（町村） ○○認定方針作成者
m ²	m ²	
補正後生産数量目標	玄米 kg	補正後の面積換算値 m ²

（注）調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

様式参考例（要領別紙2の農業者間調整関連）

年 月 日

認定方針作成者等 殿

農業者
住 所
氏 名



生産数量目標の農業者間調整について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第1の規定に基づき、他の農業者との間で、生産数量目標等の調整を行いましたので、報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方 ○○県（都道府）○○市（町村）○○ (農業者)	
増加数量 玄米 kg m^2	減少数量 玄米 kg m^2	増加数量 玄米 kg m^2	減少数量 玄米 kg m^2
調整後生産数量目標 玄米 kg		調整後生産数量目標 玄米 kg	
調整後の面積換算値 m^2		調整後の面積換算値 m^2	

（注）調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

別紙様式第3号

○年産米の生産数量目標等の認定方針作成者間の調整（補正）に係る確認書

（認定方針作成者）○○（以下「甲」という。）と（認定方針作成者）△△（以下「乙」という。）は下記のとおり、○年産米の生産数量目標等の調整（補正）を行うことを確認する。

記

1. 甲は○年産米の生産数量目標等○トン、○m²を乙から譲受する。
2. 乙は○年産米の生産数量目標等○トン、○m²を甲に譲渡する。

この確認書の内容を両者で確認したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所

（認定方針作成者）○○ 代表者 ○○ ○○ ㊞

乙 住所

（認定方針作成者）△△ 代表者 △△ △△ ㊞

（注）調整の実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
都道府県農業再生協議会の代表者 殿

都道府県農業再生協議会の代表者

地域農業再生協議会の代表者

氏 名

印

認定方針作成者間等の調整について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 市町村の区域を越えた都道府県内の調整

譲渡者			譲受者		
方針作成者等	譲渡数量(kg)	譲渡面積(m ²)	方針作成者等	譲受数量(kg)	譲受面積(m ²)

2 都道府県の区域を越えた調整

譲渡者			譲受者		
方針作成者等	譲渡数量(kg)	譲渡面積(m ²)	方針作成者等	譲受数量(kg)	譲受面積(m ²)

別紙様式第5号

年　月　日

農林水産省生産局長
 地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住 所

氏 名

㊞

平成〇年産加工用米の取組計画認定申請書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

種類	加工用米 生産予定 数量 (玄米kg)	加工用米 作付予定 面積 (m ²)	加工用米需要者団体等名		
			数 量 (玄米kg)	用 途	態 様
うるち米					
もち米					
計					

2 種類別・都道府県別生産予定数量

都道府県名	うるち米		もち米		数量計	
	数量 (玄米kg)	面積 (m ²)	数量 (玄米kg)	面積 (m ²)	数量 (玄米kg)	面積 (m ²)

合 計						
-----	--	--	--	--	--	--

3 横流れ防止のためによるべき措置等

(1) 横流れ防止の処理方法

(とう精・破碎のほか、具体的な処理方法を記載)

(2) 横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3) 生産・出荷方法 (ア、イのいずれかに○を記入)

ア 主食用米と区別して収穫、乾燥調製を行い出荷 (区分管理方式)

イ 主食用米と一緒に収穫、乾燥調製を行い出荷 (一括管理方式)

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(別添資料等)

- 1 加工用米需要者団体等別の購入計画書 (別紙様式第5-1号) 又は加工用米自家加工販売計画書 (別紙様式第5-2号)
- 2 加工用米の取扱状況 (別紙様式第5-3号)
- 3 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等 (別紙様式第5-4号)
- 4 その他 ()

(注1) 「1 取組計画」の加工用米需要者団体等名の態様欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。

(注2) 地域流通農業者にあっては、「2 種類別・都道府県別生産予定数量」欄は省略。

(注3) 地域流通農業者にあっては、「4 受検予定の農産物検査機関名」欄に受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。

上記の加工用米取組計画については、適当であると認定します。

認定年月日 平成 年 月 日

農林水産省生産局長

地域センター長

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

)
㊂

年 月 日

〔全国生産出荷団体
地域流通農業者 殿〕

加工用米需要者団体等

住 所

氏 名

㊞

平成〇年産加工用米購入計画書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画（見込）

種類	態様	用途	数量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
計				

(注1)：種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

(注2)：態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

(注3)：構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画（見込）」に準じて組合員別 の内訳を添付すること。

(注4)：購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

2 購入希望時期

平成〇年産加工用米自家加工販売計画書

自家加工農業者

住 所

氏 名 _____

- 1 加工用米を原料として製造する商品等
 (要領別紙3の第2の2に掲げる用途を記載)

2 商品の加工販売計画

商 品	販売計画（3半期ごと）			年間販売見込数量	原料米穀の混入割合（%）
	4月～7月	8月～11月	11月～3月		
合 計					

(注) 販売計画及び年間販売見込数量欄には、商品の内容量の単位（例：kg、リッル等）を記載。

- 3 商品の販売形態
 (自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

- 4 商品の主な販売先
 (一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

(添付書類) 前年度商品販売実績が確認できる資料

年　月　日

加工用米の取扱状況

全国生産出荷団体
 地域流通農業者
 住 所
 氏 名 _____

(単位：玄米kg)

	計	種類別		備考
		うるち米	もち米	
○年6月末在庫 ①				
前年産の 生産集荷数量 ②				
供給量計 ③=①+②				
販売実績 ④				
○年6月末在庫 ⑤=③-④				
生産予定数量 ⑥				
供給量計 ⑦=⑤+⑥				
販売計画 ⑧				
○年6月末在庫 ⑦-⑧				

(注) 6月末在庫、販売実績及び販売計画が複数年産ある場合は、備考欄にその内訳を記載する。

年月日

平成〇年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

1 加工用米需要者団体等名 :

2 用途名 :

3 原料の仕入状況等

(単位: 実kg)

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況						
			主食用米 ①	加工用米 玄米kg ②	くず米 ③	外国産 (MA米) ⑤	その他 ⑥	③を 除く計	
前年度	うるち米								
使用実績	もち米								
〇年度 仕入計画	うるち米	前年産以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より							
		他者より							
		合 計							
〇年度 仕入計画	もち米	前年産以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より							
		他者より							
		合 計							

(注1) 複数年産の原料を使用又は仕入予定の場合、前年産以前の合計と当年産に区分の上記載する。

(注2) 「当年産仕入計画」の「取組主体より」の③の加工用米玄米kgと別紙様式第5号の取組計画数量は、一致すること。

別紙様式第6号

番 号
年 月 日地域農業再生協議会の代表者 殿
農林水産省生産局長 殿

地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長

平成〇年産加工用米取組計画認定結果報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：玄米kg、m²)

取組主体名	用途	区分	認定数量	認定面積
		うるち米		
		もち米		
		合 計		
合 計		うるち米		
		もち米		
		合 計		

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者

地域センター長

地方農政局長)
北海道農政事務所長	
内閣府沖縄総合事務局長	

殿

認定方針作成者

住 所

氏 名

(印)

平成〇年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第6の1の規定に基づき、米穀の農業者と締結した加工用米出荷契約に係る当該農業者別出荷契約数量、生産予定面積を、下記のとおりお知らせします。

記

(地域農業再生協議会名 :) (単位 : 玄米kg、m²)

農業者名等		種類	加工用米出荷契約内容		
住 所	氏名又は名称		出荷契約数量	生産予定面積	区分管理
		うるち米			
		もち米			
		計			
		うるち米			

合 計	うるち米			
	もち米			
	計			

(注1) 加工用米のほ場を特定し、主食用米と区分して収穫、乾燥調製及び出荷を行う場合は、区分管理欄に○を記入する。

(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

別紙様式第8号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長
 地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住 所

氏 名

印

平成〇年産加工用米販売契約締結結果報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種類	生産予定面積 (m ²)	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量				
		用途	都道府県名	名称	態様	数量 (実kg) (玄米kg)
うるち米						
もち米						

（注）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年月日

地域農業再生協議会の代表者

地域センター長

地方農政局長)
北海道農政事務所長	
内閣府沖縄総合事務局長	

殿

認定方針作成者

農業者

住 所

氏 名

(印)

平成〇年産加工用米変更後出荷（販売）契約等数量報告

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第6の4の規定に基づき、下記のとおり変更を行いましたので報告します。

記

（地域農業再生協議会名：）（単位：玄米kg、m²）

農業者名等		種類	当初	調整数量	変更後	生産予定期面積
住所	氏名又は名称		出荷契約等 数			
		うるち米				
		もち米				
		計				
		うるち米				

合 計	うるち米				
	もち米				
	計				

（注） 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年月日

地域農業再生協議会の代表者

地域センター長

地方農政局長)
北海道農政事務所長	
内閣府沖縄総合事務局長	

殿

認定方針作成者

農業者

住 所

氏 名

㊞

平成〇年産加工用米生産集出荷数量一覧表

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：玄米kg)

農業者名等		種類	当初	変更	出荷(壳渡)
住所	氏名又は名称		出荷契約等 数	後出荷契約等 数	数量
		うるち米			
		もち米			
		計			
		うるち米			

合 計	うるち米			
	もち米			
	計			

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

平成〇年産加工用米生産集出荷数量一覧表

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：玄米kg)

取組主体	種類	当初 出荷契約等 数 量	変更後 出荷契約等 数 量	出荷(壳渡) 数 量
	うるち米			
	もち米			
	計			
	うるち米			
都道府県計	うるち米			
	もち米			
	計			

(注)「取組主体」欄は、「全農」「全集連」「都道府県出荷団体」「認定方針作成者」「農業者」のいずれかを記載する。

年 月 日

地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

地域農業再生協議会の代表者
 住 所
 氏 名

平成〇年産加工用米にかかる需給調整実施確認判定取消報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：玄米kg、m²)

加工用米 生産農業者名	出荷 契約等 数量 ①	出荷 実績 数量 ②	未達 数量 ③= ①-②	①の 生産予定 面積 ④	②の 生産面積 ⑤	③の の面積 ⑥= ④-⑤
合 計						

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 「出荷契約等数量」欄は、作柄等の影響により変更した場合は、変更後の数量を記載する。

年　月　日

農林水産省生産局長
 地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

全国生産出荷団体

地域流通農業者

仲介業者

住 所

氏 名

㊞

平成〇年産加工用米壳渡実績報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

月 分

都道府県名	販売先名	種類	用途	態様	委託とう精業者名	壳渡数量 (実kg)	(玄米kg)
合 計							

（注1）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（注2）委託とう精を行なう場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。

別紙様式第14号

年　月　日

農林水産省生産局長
加工用米全国需要者団体
地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米全国需要者団体
加工用米需要者団体
加工用米需要者
自家加工農業者
住所
氏名

印

加工用米使用状況報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

平成　年　月分

（単位：実kg）

種類	年産	態様	購入状況			使用状況		翌月への 繰越数量 (A-B)
			前月からの 繰越数量	当月の 購入数量	計 (A)	用途別	当月使用 数量(B)	
合計						計		

- (注) 1 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。
2 「用途別」欄は、使用用途名を記載すること。
3 「購入状況」及び「使用状況」欄は加工用米数量のみ記載すること。
4 当月に使用したすべての加工用米を年産別に記載すること。
5 加工用米需要者団体は、構成員別の使用状況の明細を添付すること。

加工用米の適正流通に関する誓約書

私は、(全国生産出荷団体等)〇〇から買い受けた加工用米について、そのすべてを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地域センター等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙6に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(加工用米需要者団体等)

(仲介事業者)

住所

氏名

印

(注) 当事者は米穀の需給調整実施要領別紙6を保管すること。

別紙様式第16号

加工用米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等）〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地域センター等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙6に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託とう精業者等)

住所

氏名

印

(注) 当事者は米穀の需給調整実施要領別紙6を保管すること。

別紙様式第17号

年　月　日

地域センター長

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

殿

農業者等

住 所

氏 名

電話番号

(印)

平成〇年産新規需要米取組計画書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第5の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組の概要

（具体的な取組内容及び使途）

2 生産・出荷に関する事項

- (1) 水田の地番 :
(2) 作付品種 :
(3) 生産予定数量 : 玄米kg (実数量 kg、態様 :)
(4) 生産予定面積 : m²
(5) 収穫予定月日 : 月 日頃
(6) 生産・出荷方法
ア 主食用米と区別して収穫、乾燥調製を行い出荷（区分管理方式）
イ 主食用米と一緒に収穫、乾燥調製を行い出荷（一括管理方式）

3 供給計画に関する事項

- (1) 需要者等の住所及び電話番号 :
(2) 需要者等の名称 :
(3) 前年度販売実績数量 : 玄米kg (実数量 kg、態様 :)
(4) 今年度販売予定数量 : 玄米kg (実数量 kg、態様 :)

4 適正流通に関する事項（主食用途流通防止の措置）

【添付書類】

- 1 需要者等との販売契約の写し
2 需要者等の誓約書
3 その他認定に必要な書類

(注) 1 水田の地番及び面積は、水稻生産実施計画書の記載値と一致する。

2 生産予定数量及び販売予定（実績）数量は、WC S用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

別紙様式第17-1号

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者) ○○(以下「甲」という。)と(需要者等) ○○(以下「乙」という。)は、甲が生産する平成○年産の新規需要米(○○用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

- 1 甲は、以下のほ場において生産した、平成○年産の新規需要米○○トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、○年○月○日までに引き渡すものとする。

水田の所在・地番 :

水田面積 :

m²

販売契約数量 :

実kg

(

玄米換算kg)

- 2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米のすべてを、○○用として用いるものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有するとともに、地域農業再生協議会及び地域センター等に写し各1通を提出するものとする。

また、これに合わせて、乙は、別添の誓約書を2通作成し、記名押印の上、地域農業再生協議会及び地域センター等に各1通を提出するものとする。

平成○年○月○日

甲 住 所 :

㊞

氏 名 :

電話番号 :

乙 住 所 :

㊞

氏 名 :

電話番号 :

(注) 1 複数者間による契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

なお、別紙4の第3の1「飼料用」及び2「米粉用(米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途)」に該当する場合は、違約金条項を明記すること。

2 販売契約数量は、WCS用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

平成〇年〇月〇日

新規需要米の適正流通に関する誓約書

私は、(農業者)〇〇(又は集荷業者等〇〇)より買い受けた新規需要米(〇〇用)について、そのすべてを〇〇用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地域センター等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、米穀の需給調整実施要領(平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知)別紙6に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(需要者等)住 所:

氏 名:

電話番号:

印

(注)当事者は米穀の需給調整実施要領別紙6を保管すること。

別紙様式第17-3号

平成〇年〇月〇日

新規需要米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（取組主体又は需要者）〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地域センター等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙6に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（委託とう精業者等）

住 所：

氏 名：

㊞

電話番号：

（注）当事者は米穀の需給調整実施要領別紙6を保管すること。

米粉用米の使用実績等整理票

自らが使用する農業者等
需要者等
住所
氏名

印

(単位: 実kg)

年産	態様	契約に対する購入状況			前年度(前年4月～本年3月)の使用(在庫)状況					本年3月末 引取残数量 及び 在庫数量 $\text{⑦} = \text{④} + \text{⑤} - \text{⑥}$ $\text{⑧} = \text{③} + \text{⑦}$	本年度(本年4月～来年3月)使用等予定数量				繰越予定 数量 $\text{⑧} + \text{⑨} - \text{⑩}$						
		契約数量 ①	本年3月 までの 購入数量 ②	本年3月末 の引取残 数量 ③ = ① - ②	前年4月当 初の 繰越数量 ④	購入数量 ⑤	使用数量														
							用途別内訳														
							用途 ⑥	数量 ⑨													
合計																					

- (注) 1 使用状況は、米粉用米の取り扱いがあった場合は、「新規需要米使用状況報告書(様式第24号)」と合致すること。
 2 「態様」欄は、糀、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
 3 「用途別内訳」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに数量を記載すること。
 4 本年度使用予定数量は、用途毎・販売先毎の明細(別表)を添付すること。
 5 繰越予定数量が、前年度と比べて大幅に増加する場合は、その理由を別紙として添付すること。

別 表

販 売 先 別 明 細

(単位：実kg)

販売先	住 所	用途	前年度 販売実績数量	本年度 販売予定数量
計				

- (注) 1 販売先は、年間、概ね10トン以上の販売実績又は販売予定がある需要者を対象とし、10トン未満の販売先については一括して記入すること。
- 2 「用途」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。
- 3 「本年度販売予定数量」欄は、前年度販売実績や販売先の購入意向を踏まえて記載すること。

別紙様式第18号

番 号
年 月 日

殿

地域センター長
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕^印

新規需要米認定結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、平成〇年産新規需要米取組計画について、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第5の6に基づき、下記のとおり認定することとしたので、国内主食用に流通することのないよう適切な取組をお願いします。

なお、認定結果について、速やかに貴殿が住所を有する地域農業再生協議会の代表者に報告願います。

記

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 平成〇年産新規需要米認定数量 | 玄米kg |
| 2 平成〇年産新規需要米認定面積 | m ² |

【添付書類】

取組計画の写し

(注) 認定数量は、WCS用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

別紙様式第19号

年　月　日

地域農業再生協議会の代表者 殿

農業者等
住所
氏名

(印)

新規需要米認定結果報告書

平成〇年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定を受けたので、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第5の7に基づき報告します。

【添付書類】

1. 認定結果通知書（別紙様式第18号）の写し
2. 取組計画の写し（添付書類を含む）

別紙様式第20号

番号
年月日

農林水産省生産局長 殿

地域センター長
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

新規需要米取組計画認定結果報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第5の8に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

用途区分	生産予定数量 (玄米kg)	生産予定面積 (m ²)	備考
合計			

- (注) 1 「用途区分」欄は、別紙4の第3の用途区分を記載する。なお、援助用について輸出用（商業）と区分して記載すること。
2 生産予定数量は、WC S用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者

地域センター長

地方農政局長)
北海道農政事務所長	
内閣府沖縄総合事務局長	

殿

農業者等

住 所

氏 名

㊞

平成〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【用途 :

(単位 : 玄米kg)

農業者名等		種 類	当 初	変 更	出荷(壳渡)
住 所	氏名又は名称		販売契約等 数 量	販売契約等 数 量	
		うるち米			
		もち米			
		計			
		うるち米			

合 計	うるち米			
	もち米			
	計			

- (注) 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
 2 用途が複数ある場合は、別葉により作成すること。
 3 WCS用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

平成〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【都道府県名】

(単位：玄米kg)

取組主体	用 途	種 類	当 初 販売契約等 数 量	変 更 後 販売契約等 数 量	出荷(壳渡) 数 量
		うるち米			
		もち米			
		計			
		うるち米			

都道府県計		うるち米			
		もち米			
		計			

(注) 1 「都道府県計」欄は、用途別の合計を記載する。

2 WCS用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

年　月　日

地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

農業者等

仲介業者

住 所

氏 名

㊞

平成〇年産新規需要米壳渡実績数量報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第四四半期（〇年〇月～〇年〇月）分

都道府県名	販売先名	種類	用途	態様	委託とう 精業者名	壳渡数量 (実kg)	(玄米kg)
合 計							

- (注) 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
 2 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。

年 月 日

地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

自らが使用する農業者等
 需要者等
 住所
 氏名

印

新規需要米使用状況報告書

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（○年○月～○年○月）分【種類：

】

(単位：実kg)

年産	態様	契約に対する購入状況			在庫状況					使用残 数量	
		契約数量 ①	当期までの 購入数量 ②	引取残 ③=①-②	前期からの 繰越数量 ④	当期 購入数量 ⑤	当期 使用数量 ⑥	用途別内訳			
								用途	数量		
合計											

- (注) 1 報告は、新規需要米として契約し、本年4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とし、四半期に一度（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）とすること。
 2 「種類」欄は、飼料用米、米粉用米等を記載すること。
 3 「態様」欄は、粒、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
 4 「用途別内訳」欄は、種類が米粉用米の場合に、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに数量を記載すること。

別紙様式第25号

番号
年月日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

印

備蓄米に係る農業者別生産予定数量の確認結果について

備蓄米に係る生産者別買入契約数量と農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書の記載内容を確認した結果、以下の農業者について生産予定数量等に差異がありましたので報告します。

記

(地域農業再生協議会名 :)

売渡人	農業者名	契約数量内訳書		営農計画書		備 考
		数量 (kg)	面積 (m ²)	数量 (kg)	面積 (m ²)	
合 計						

※確認結果の電子ファイルも併せて報告すること。

番号
年月日

地域農業再生協議会の代表者 殿

地域センター長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

印

備蓄米に係る農業者別引渡数量の確認結果について

備蓄米に係る生産者別引渡数量と買入対象米穀生産者等別内訳書との記載内容を確認した結果、以下の農業者の未出荷数量等について報告します。

記

(地域農業再生協議会名 :)

壳渡人	農業者名	契約数量 (kg)	引渡数量 (kg)	未出荷数量 (kg)	備 考
合 計					

※確認結果の電子ファイルも併せて報告すること。

市町村長又は地域農業再生協議会長 殿

水稻生産実施計画書

平成 年産における農地の利用計画を申告します。

作成者	フリガナ			フリガナ		
	印		代表者氏名(法人、組織の名)			
住所	(〒 -) 都道府県 市区町村			電話	[]	
				FAX	[]	
経営形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員)人 <input type="checkbox"/> 法人	交付申請者管理コード		共済加入者コード		

対象作物	生産数量目標等(農業者等間調整後)記入欄			
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(m ²)	設定確認欄
主食用水稻	kg	kg/10a		
	小麦	kg	m ²	
	二条大麦	kg	m ²	
	六条大麦	kg	m ²	
	はだか麦	kg	m ²	
	大豆	kg	m ²	
	そば	kg	m ²	
なたね	kg		m ²	

対象作物	生産数量目標等(農業者等間調整後)記入欄			
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(m ²)	設定確認欄
てん菜	kg		m ²	
でん粉原料用ばれいしょ	kg		m ²	

農業共済加入状況(合加入予定)記入欄				
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入				
農作物共済		畑作物共済		
水稻	麦	大豆	そば	てん菜 でん粉原料用 ばれいしょ

新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄			担当者記入欄		
区分	出荷・販売契約数量	生産予定面積	作付面積換算後出荷・販売契約数量	出荷・販売数量	備考
WCS用稻		a:m ²	kg	kg	
米粉用米	kg	a:m ²	kg	kg	
飼料用米	kg	a:m ²	kg	kg	
その他	kg	a:m ²	kg	kg	
加工用米④	kg	a:m ²	kg	kg	
備蓄米⑤	kg	a:m ²	kg	kg	
合 計		a:m ²			

<地域農業再生協議会担当者記入欄>

米の所得補償交付金関係

米の生産数量目標(作付面積換算値)の達成状況

生産数量目標(作付面積換算値)(A)	水稲作付面積①	新規需要米等の面積計 ②=③+④+⑤	主食用水稻作付面積 (B)=①-②	差し引き面積 (A)-(B)	判定
a:m ²	a:m ²	a:m ²	a:m ²	a:m ²	適・否

主食用水稻作付面積(米の戻附所得補償交付金の交付対象農地のみ該当)

一般米	醸造用玄米	穀子生産区播种面積	水稲共済交付金額
a:m ²	a:m ²	a:m ²	a:m ²

<水田活用の所得補償交付金額(水田活用の所得補償交付金の対象農地のみ該当)>

麦	大豆	飼料作物(除WCS用稻)	そば	なたね	加工用米
a:m ²					
a:m ²					
WCS用稻	米粉用米	飼料用米	備蓄米(产地資金)		
a:m ²					

<耕畜連携助成(再生利用加算)>

わら利用	水田放牧	資源循環	平地	条件不利地
a:m ²				

(緑肥輪作加算)

<記入欄>

(注1)一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることと、「二期播」において、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、穀子生産ほ場)又は転作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。

(注2)「作物名欄」には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、穀子生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、ビール麦、穀子麦)、てん菜、でん粉原料米ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(油用米、その他)、そば、大豆(普通大豆、黒大豆、穀子大豆)、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稻、加工用米、野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整整水田、自己保全管理、土地改良逐年施行等)をすべてのほ場について記入する。

(注3)耕畜連携助成の取組には、①わら利用、わら専用稻の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組 ②水田放牧、水田における牛の放牧の取組 ③資源循環:飼料生産水田への肥料散布の取組 の別を記入

様式第27号の参考

水稻生産実施計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「生産数量目標等（農業者等間調整後）記入欄」

（1）主食用水稻

- ① 「生産数量目標」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。
- ② 「単収」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された①の農業者別生産数量目標を③の作付面積換算値で除した値（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を記入して下さい。
- ③ 「作付面積（換算値）」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。

（2）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぶん原料用ばれいしょ

畑作物の対象作物ごとの生産数量目標は、それぞれ次の考え方で設定していただきます。それぞれの考え方と合った数量を「生産数量目標」の欄に記入してください。

また、「作付面積（換算値）」の欄には、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象作物ごとの作付面積の合計値を記入してください。

① 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産数量目標は、農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量扱いの対象とならない、種子麦、ビール麦は除いた数量としてください）。

② 大豆

生産数量目標は、播種前に農協等と締結した出荷契約に基づく数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子大豆、黒大豆は除いた数量としてください）。

③ そば

生産数量目標は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子そばは除いた数量としてください）。

④ なたね

生産数量目標は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子なたねは除いた数量としてください）。

⑤ てん菜

生産数量目標は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと。

（注）数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

生産数量目標は、農協等と締結した出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと。

（注）数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

（注）播種前契約時の作付予定面積を、実際の作付面積が下回った場合は、播種前契約数量をそのまま転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を生産数量目標としてください。

2 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

3 「新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください（WCS用稻等子実を収穫しない取組の場合は生産予定面積のみ記載）。

4 農地の利用計画記入欄

（1）「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水

田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3) 「交付対象農地区分」

米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地（戸別所得補償モデル対策で交付対象水田と整理された水田）は「1」を、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地以外の農地については、「2」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

(4) 「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付した作物を「1」を、二毛作として作付した作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。)

5 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

6 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1m²未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稻を作付けする面積を記入してください。

7 「作物名」

主食用水稲、醸造用玄米、種子生産ほ場、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稻、バイオ燃料用米、そば、なたね、加工用米、他の新規需要米、てん菜、でんぶん原料用ばれいしょ、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

畑地で休閑緑肥に取り組み、緑肥輪作加算の交付申請を行う場合は、緑肥作物名を記入してください。

(注) 改善計画の達成予定年までに作物の作付が行われない場合の取扱い

調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付が行われず、翌年も作付が行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたもの
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

8 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産は場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

9 「耕畜連携助成取組の種類」

①わら利用（わら専用稻の生産及び飼料用米生産は場の稻わら利用の取組）、②水田放牧（水田における牛の放牧の取組）、③資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）の別を記入してください。

10 「再生利用加算開始年度」

再生利用加算の対象となる農地に該当する場合は、加算の開始年度を記入してください。（加算の開始年度は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

11 「再生利用加算区分」

再生利用加算の対象となる農地に該当し、当該農地が中山間地域等直接支払交付金の対象となっていない農地は「1」を、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地は「2」を記入してください。（区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

12 「緑肥輪作加算」

緑肥輪作加算に取り組む場合に当該欄に「○」を記入してください。また、当該は場において当年産で作付ける緑肥作物の名称を作付名欄に、前年産に作付けた対象畑作物の作物名を「備考欄」に記入してください。

13 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

14 「植栽造成年月」
植栽造成年月を記入してください。

15 「転換畠該当年月」
転換畠とした年月を記入してください。

16 「新規開田年月」
新規開田地について、その開田年月を記入してください。

17 提出期限

- (1) 営農計画書は、農業者別戸別所得補償交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。
- (2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 地域農業再生協議会担当者記入欄

1 「生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況」の欄

- (1) 「水稻作付面積①」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積（新規開田地の水稻作付面積を含む）の計を記入して下さい。
- (2) 「新規需要米等の面積計②」の欄には、新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄の生産予定面積の合計を記入してください。
- (3) 「主食用水稻作付面積（B）」の欄には、「水稻作付面積①」から「新規需要米等の面積計②」を差し引いた面積を記入してください。
- (4) 「差し引き面積（A）－（B）」欄の値が0以上の場合、判定は「適」になります。

2 「主食用米作付面積(米の所得補償交付金の交付対象農地のみ該当)」

主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米」、「種子生産ほ場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

3 「水稻共済突合基礎面積」

ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作

付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稻、WCS用稻等の作付面積）を除く面積を記入してください。

（注1）この場合、ほ場ごとに面積に0.1a単位未満の端数があるときには、四捨五入により端数を整理した面積を合計して下さい。

（注2）新規開田地とは、水稻共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

4 「水田活用の所得補償交付金関係（水田活用の所得補償交付金の対象農地のみ該当）」

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

5 「（耕畜連携助成）」の欄

耕畜連携助成の取組面積を「わら利用（わら専用稻の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組）」、「水田放牧（水田における牛の放牧の取組）」、「資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

6 「（再生利用加算）」の欄

再生利用加算の取組面積を「平地」と「条件不利地」ごとに確認した面積の合計を記入してください。

■ 地域センター担当者記入欄

1 「（緑肥輪作加算）」の欄

緑肥輪作加算の確認した取組面積の合計を記入してください。

以上

別紙様式第28号

年 月 日

農林水産省生産局長 殿
 都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県農業再生協議会の代表者
 地域農業再生協議会の代表者
 氏 名 (印)

需給調整の目標配分段階における報告について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙7の第3の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 生産数量目標の提供状況

市町村から地域農業再生協議会への生産数量目標等 ①	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者数 ②	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者別の生産数量目標等の計 ③	地域農業再生協議会が情報提供した認定方針作成者の方針参加農業者数 ④	認定方針非参加農業者に提供した生産数量目標等の計 ⑤	認定方針非参加農業者的人数 ⑥	保留数量及び面積 ⑦=①-(③+⑤) kg m ²	配分対象農業者数 ⑧=④+⑥ 人 m ²

【内訳】

地域農業再生協議会名 認定方針作成者名	生産数量目標	生産数量目標の面積換算値	方針参加農業者数
	kg	m ²	
計			

2 各段階における保留数量、面積及び理由（農林水産省生産局長報告のみ記載）

〔保留数量：
kg 保留面積：
m²
【理由】〕

(注) 都道府県農業再生協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿
 都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域センター長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県農業再生協議会の代表者
 地域農業再生協議会の代表者
 氏 名 印

作付段階における報告について

米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙7の第3の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協議会名：

1 生産数量目標等

国又は市町村から提供を受けた生産数量目標等 ①	要領第2の5の補正数量等の計 ②	補正後の生産数量目標等 ③=①+②	認定方針作成者別の生産数量目標等の計 ④	認定方針非参加農業者の生産数量目標等の計 ⑤	保留数量等 ⑥=③-④-⑤
kg	kg	kg	kg	kg	kg
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

2 水稲作付状況

地域で把握した水稲作付面積の計 ⑦	⑦のうち加工用米作付面積の計 ⑧	⑦のうち新規需要素米作付面積の計 ⑨	⑦のうち備蓄米作付面積の計 ⑩	主食用作付面積 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩	差引面積 (オーバー分) ⑫=⑪-③
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

- (注1) 都道府農業再生県協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。
- (注2) ①の面積換算値欄は、本要領第2の2の(3)のなお書きに該当した場合は、生産局長と協議した面積換算値を記載すること。また、都道府県農業再生協議会報告の場合は、国から提供された面積換算値（協議後の面積含む。）を記載する。
- (注3) ⑨は、生産製造連携計画に従って生産する飼料用・米粉用米を含む。
- (注4) 農業者戸別所得補償制度の交付データとの突合の結果、差異がある場合は修正報告すること。

別紙様式30号

農林水産省生産局長 殿

年 月 日

都道府県農業再生協議会の代表者
氏名

印

平成__年度 需給調整の各地域の取組状況

都道府県名:

地域農業再生 協議会名	市町村名	補正後の 生産数量目標 ① kg	面積換算値 ② m^2	地域の合理 的な単収 ③ kg/10a	水稻作付面積 (④ m^2)	④のうち加工用 米作付面積 ⑤ m^2	④のうち新規需 要米作付面積 ⑥ m^2	④のうち備蓄米 作付面積 ⑦ m^2	主食用作付面積 (判定面積) ⑧= ④−⑤−⑥−⑦ m^2	差引面積 ⑨= ⑧−② m^2	主食用販売予 定数量 ⑩= ⑧×③ kg	差引数量 ⑪= ⑩−① kg
計												

注1:①、②、⑤、⑥、⑦は様式29号と一致すること。

注2:④の面積は、都道府県協議会の判断により「地域協議会面積」、「統計面積」いずれかの面積に統一し、()内に明記すること。

注3:統計面積を使用する場合は、市町村毎の統計面積が公表された後、速やかに差替えること。